

静岡県教育委員会告示第13号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県教育委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和2年8月14日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前			改正後		
別表第2 (略)			別表第2 (略)		
職員の区分		報酬額	職員の区分		報酬額
外国語指導講師	(略)	(略)	外国語指導講師	(略)	(略)
	来日4年目及び 5年目			来日4年目、 <u>5</u> 年目及び <u>6年目</u>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年7月20日から適用する。